

議事要旨(5) 棚卸資産専門委員会における検討状況について

石井専門委員長及び湯川専門委員より、資料「審議事項(5) 2 棚卸資産の評価原則」について、【検討項目 E】と【検討項目 G】を中心に説明がなされ、次のような質疑応答がなされた。

1. 【検討項目 E】販売用不動産の取扱い

販売用不動産について、第 12 回棚卸資産専門委員会で行なわれた外部参考人（財団法人 不動産協会）からの意見聴取の内容が紹介された。ここでの意見も踏まえ、販売用不動産についても、低価法を原則的な評価基準とすることとし、例外的な取扱いとしない、その場合、日本公認会計士協会から公表されている監査委員会報告第 69 号「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い」の一部を改正する等により、実務上も対応が可能と考えられる、という点が報告された。

この点に関して、委員等から、監査委員会報告第 69 号の改正については、もう少し慎重に検討すべきではないかという意見や、収益性が低下していないことが明らかである場合という記述や重要性の配慮という記述をもって実務への配慮が十分になされていると言えるのか、という質問があった。

後者の質問に対しては、帳簿価額と比較するのは、正味売却価額としており、この正味売却価額の算定にあたっては、各企業の固有の要素を反映し、ある程度幅を持たせていることから、結果的に実務へ配慮したことになるという考えが示された。

2. 【検討項目 G】 適用時期等（適用時期、適用初年度の特例処理）

適用時期については、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用することを原則とし、早期適用を認めるという案が検討されていることが報告された。また、適用初年度の特例措置として、原価法から低価法への変更した際に計上される評価損失を損益計算書に計上する場合、この評価損失を特別損失に計上することを認めるかどうかを検討されていることが報告された。

この点について、委員等から、通常に販売された場合には売上原価に計上されていた費用であり、低価法の適用初年度であるという理由だけで、特別損失に計上することを認めるべきではないという発言があった。

これらの意見を踏まえ、引き続き専門委員会において検討を行うこととされた。

以上